

令和元年 9 月 6 日

令和元年登米市議会定例会 9 月定期議会 提案理由説明書

登米市議会

議員 番

諮 問 第 4 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
-----------	-----------------------------

本案は、法務大臣に対し人権擁護委員候補者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

推薦候補者

氏 名	ちば こうき 千葉 幸毅
住 所	登米市東和町
職 業	農 業

報 告 第 14 号	継続費精算報告について
------------	-------------

本件は、平成 30 年度登米市一般会計予算、登米市宅地造成事業特別会計予算の継続費に係る事業が完了したことに伴い、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 145 条第 2 項の規定により、継続費精算報告書を調製したので、議会に報告するものであります。

報 告 第 15 号	平成 30 年度登米市水道事業会計継続費精算報告について
------------	------------------------------

本件は、平成30年度登米市水道事業会計の継続費に係る事業が完了したことに伴い、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定により、継続費精算報告書を調製したので、議会に報告するものであります。

報 告 第 16 号	平成 30 年度登米市健全化判断比率の報告について
------------	---------------------------

本件は、平成 30 年度決算に基づく登米市健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、議会に報告するものであります。

報告第 17 号	平成 30 年度登米市資金不足比率の報告について
----------	--------------------------

本件は、平成 30 年度決算に基づく登米市資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)第 22 条第 1 項の規定により、議会に報告するものであります。

報告第 18 号	放棄した債権の報告について
----------	---------------

本件は、登米市債権管理条例（平成 22 年登米市条例第 43 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、市が放棄を決定した債権について、同条第 2 項の規定により、議会に報告するものであります。

報告第 19 号	公益財団法人登米文化振興財団の経営状況について
報告第 20 号	株式会社とよま振興公社の経営状況について
報告第 21 号	株式会社いしこしの経営状況について

本件は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の 3 第 2 項の規定により、市が資本金等の 2 分の 1 以上を出資している一般財団法人及び株式会社の経営状況について、議会に報告するものであります。

報告第 22 号	登米市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について
----------	---

本件は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）が、令和元年 6 月 14 日に公布されたことに伴い、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の一部が改正され、令和元年 12 月 14 日から施行されることから、関係条例の一部改正について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により、議会に報告するものであります。

（新旧対照表 9 ページ）

報告第 23 号	損害賠償の額を定め和解することに関する専決処分の報告について
----------	--------------------------------

本件は、交通事故に係る損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により、議会に報告するものであります。

議案第 64 号	令和元年度登米市一般会計補正予算（第 3 号）
議案第 65 号	令和元年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 66 号	令和元年度登米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 67 号	令和元年度登米市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 68 号	令和元年度登米市土地取得特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 69 号	令和元年度登米市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 70 号	令和元年度登米市宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 71 号	令和元年度登米市水道事業会計補正予算（第 1 号）
議案第 72 号	令和元年度登米市病院事業会計補正予算（第 2 号）
議案第 73 号	令和元年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）

本案は、議案第 64 号令和元年度登米市一般会計補正予算（第 3 号）から議案第 73 号令和元年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）までについて、各種会計予算の補正を行うものであります。

一般会計については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 3 億 1,988 万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 476 億 1,864 万円とするものであります。

その主な内容として、歳出では、公共施設等公民連携まちづくり事業 585 万円、地域医療介護総合確保事業 6,914 万円、幼児教育・保育無償化事業 1,765 万円、水道事業会計への繰出金 6,390 万円などを増額して計上しております。

歳入では、社会資本整備総合交付金などの国庫支出金 1 億 4,854 万円、地域医療介護総合確保事業補助金などの県支出金 6,952 万円、市債 1 億 1,370 万円、環境性能割交付金 3,300 万円などを増額する一方、自動車取得税交付金 3,600 万円、保育料負担金 3,847 万円、財政調整基金繰入金 9,691 万円などを減額して計上しております。

また、債務負担行為補正として追加 5 件、地方債補正として変更 4 件を計上しております。

特別会計については、国民健康保険特別会計の歳出で、事業の精算に伴う繰出金 2,536 万円を増額、後期高齢者医療特別会計の歳出では、後期高齢者医療広域連合への納付金 6,821 万円などを増額、介護保険特別会計の歳出では、事業の精算に伴う返還金 1 億 4,036 万円などを増額して計上しております。

土地取得特別会計の歳出では、土地開発基金への繰出金 6,645 万円を、下水道事業特別会計の歳出では、一般会計への繰出金 4,451 万円などを、宅地造成事業特別会計の歳出では、土地取得特別会計などへの繰出金 7,384 万円を増額して計上しております。

企業会計については、水道事業会計で資本的収入 6,390 万円の増額を、病院事業会計で債務負担行為補正として追加 2 件を、老人保健施設事業会計では、債務負担行為補正として追加 1 件を計上しております。

議案第 74 号	登米市市長等の給料の月額の特例に関する条例の制定について
----------	------------------------------

本案は、市長の任期中に限り、市長、副市長、教育長及び病院事業管理者の給料を減額するため特例条例を制定するものであります。

議案第 75 号	登米市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
----------	-----------------------------------

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）が令和 2 年 4 月 1 日から施行され、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、本市においても同制度を導入するにあたり、会計年度任用職員の給与及び費用弁償を定めるため、本条例を制定するものであります。

（新旧対照表 14 ページ）

議案第 76 号	登米市下水道事業に係る地方公営企業法の規定の全部の適用及び水道事業との組織統合に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
----------	--

本案は、令和 2 年 4 月 1 日から下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用するとともに、水道事業と下水道事業を組織統合することに伴い、関係条例の整備を行うため、本条例を制定するものであります。（新旧対照表 18 ページ）

議案第 77 号	登米市印鑑条例の一部を改正する条例について
----------	-----------------------

本案は、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（平成 31 年政令第 152 号）が、令和元年 11 月 5 日から施行され、住民票等への記載事項に旧氏を加えられることに伴い、印鑑登録証明書への旧氏の併記及び旧氏での印鑑登録をできるようにするとともに、印鑑登録事項及び印鑑登録証明書から性別の記載を削除するため、本条例の一部を改正するものであります。（新旧対照表 69 ページ）

議案第 78 号	登米市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例について
----------	--

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）が令和 2 年 4 月 1 日に施行され、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、関係条例の一部を改正するものであります。（新旧対照表 72 ページ）

議案第 79 号	登米市立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例について
----------	-------------------------------

本案は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第 7 号）が令和元年 10 月 1 日から施行され、幼稚園授業料が無償化されることなどに伴い、本条例の一部を改正するものであります。（新旧対照表 82 ページ）

議案第 80 号	登米市クリーンセンター条例の一部を改正する条例について
----------	-----------------------------

本案は、（仮称）新クリーンセンターの整備に伴い、設置位置を変更するため、本条例の一部を改正するものであります。（新旧対照表 88 ページ）

議案第 81 号	登米市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
----------	---------------------------

本案は、水道法の一部を改正する法律（平成 30 元年法律第 92 号）が令和元年 10 月 1 日から施行されることに伴い、指定給水装置工事事業者制度が見直されること、また、水道法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成 31 年政令第 153 号）が令和元年 10 月 1 日から施行されることにより引用条項の条ずれが生じることから、本条例の一部を改正するものであります。

（新旧対照表 89 ページ）

議案第 82 号	工事請負契約の締結について
----------	---------------

本案は、豊里こども園新築工事（建築）の工事請負契約を締結するにあたり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年登米市条例第 73 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 83 号	財産の処分について
----------	-----------

本案は、登米市迫町北方字大洞地内の土地を処分（譲渡）するにあたり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年登米市条例第 73 号）第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

認定第 1 号	平成 30 年度登米市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第 2 号	平成 30 年度登米市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 3 号	平成 30 年度登米市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 4 号	平成 30 年度登米市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 5 号	平成 30 年度登米市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 6 号	平成 30 年度登米市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 7 号	平成 30 年度登米市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 8 号	平成 30 年度登米市水道事業会計決算認定について
認定第 9 号	平成 30 年度登米市病院事業会計決算認定について
認定第 10 号	平成 30 年度登米市老人保健施設事業会計決算認定について

本案は、平成 30 年度登米市一般会計歳入歳出決算ほか 9 会計の決算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項及び地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、議会の認定に付するものであります。

登米市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

第 1 条関係（登米市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正）

改 正 案	現 行
第 1 条～第 4 条 （略） （失職事由の特例） 第 5 条 任命権者は、法第16条第 1 号に該当するに至った職員のうち、 その罪が過失による次に該当する場合で、かつ、刑の執行を猶予され た者については、情状により特にその職を失わないものとすることが できる。 （1）・（2） （略） 第 6 条 （略）	第 1 条～第 4 条 （略） （失職事由の特例） 第 5 条 任命権者は、法第16条第 2 号に該当するに至った職員のうち、 その罪が過失による次に該当する場合で、かつ、刑の執行を猶予され た者については、情状により特にその職を失わないものとすることが できる。 （1）・（2） （略） 第 6 条 （略）

第2条関係（登米市職員の給与に関する条例）

改 正 案	現 行
第1条～第18条の2 （略） （期末手当） 第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第19条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第19条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し_____、又は死亡した職員（第23条第5項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。 2～6 （略） 第19条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1) （略） (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員_____ (3)・(4) （略） 第19条の3 （略） （勤勉手当） 第20条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれ	第1条～第18条の2 （略） （期末手当） 第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第19条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第19条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、<u>若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡した職員（第23条第5項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。 2～6 （略） 第19条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1) （略） (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員<u>（同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）</u> (3)・(4) （略） 第19条の3 （略） （勤勉手当） 第20条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれ

らの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し_____、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。 2～5 (略) 第20条の2～第22条 (略) (休職者の給与) 第23条 (略) 2～4 (略) 5 第2項又は第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第19条第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し_____、又は死亡したときは、第19条第1項の規定により規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。 6 (略) 第23条の2・第24条 (略)	らの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、<u>若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。 2～5 (略) 第20条の2～第22条 (略) (休職者の給与) 第23条 (略) 2～4 (略) 5 第2項又は第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第19条第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し、<u>若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡したときは、第19条第1項の規定により規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。 6 (略) 第23条の2・第24条 (略)
--	--

第3条関係（登米市職員等の旅費に関する条例の一部改正）

改 正 案	現 行
第1条・第2条 （略） （旅費の支給） 第3条 （略） 2 （略） 3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、地方公務員法第16条第1号から第4号まで若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。 4～7 （略） 第4条～第41条 （略）	第1条・第2条 （略） （旅費の支給） 第3条 （略） 2 （略） 3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、地方公務員法第16条第2号から第5号まで若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。 4～7 （略） 第4条～第41条 （略）

第4条関係（登米市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

改 正 案	現 行
第1条～第17条 （略） （退職手当） 第17条の2 （略） 2 退職手当は、次の各号の一に該当するものには支給しない。 （1） （略） （2） 地方公務員法第28条第4項の規定による失職_____ _____をした者 （3） （略） 3・4 （略） 第18条～第26条 （略）	第1条～第17条 （略） （退職手当） 第17条の2 （略） 2 退職手当は、次の各号の一に該当するものには支給しない。 （1） （略） （2） 地方公務員法第28条第4項の規定による失職<u>（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）</u>_____をした者 （3） （略） 3・4 （略） 第18条～第26条 （略）

登米市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

附則第2項関係（登米市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

改 正 案						現 行					
第1条～第4条（略）						第1条～第4条（略）					
別表（第2条、第4条関係）						別表（第2条、第4条関係）					
名称		報酬		旅費	費用弁償	名称		報酬		旅費	費用弁償
		区分	金額					区分	金額		
(略)						(略)					
学校薬剤師	薬剤師	年額	70,000円			学校薬剤師	薬剤師	年額	70,000円		
総合計画審議会	委員長	日額	7,000円	職員旅費適用	1,800円	外国語指導助手		月額	350,000円以内	職員旅費適用	1,800円
	委員	日額	6,000円	職員旅費適用	1,800円	総合計画審議会	委員長	日額	7,000円	職員旅費適用	1,800円
(略)											
(略)						(略)					

附則第3項関係（登米市職員の給与に関する条例の一部改正）

改 正 案	現 行
第1条～第21条の2 （略） <u>（会計年度任用職員の給与）</u> 第22条 <u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に支給する給与は、他の常勤の職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、別に条例で定める。</u> 第23条 （略） （労務職員の給与の種類及び基準） 第23条の2 （略） 2・3 （略） 4 第22条の規定は、<u>法第22条の2第1項の規定により任用された労務職員</u>について準用する。 第24条 （略）	第1条～第21条の2 （略） <u>（臨時又は非常勤の職員の給与）</u> 第22条 <u>臨時又は非常勤の職員（再任用短時間勤務職員及び短時間勤務職員を除く。）については、任命権者は、他の職員の給与との均衡を考慮し、予算の範囲内で賃金又は報酬を支給する。</u> <u>2 前項の職員には、他の条例に別段の定めがない限り、同項に定める賃金又は報酬のほか、他のいかなる給与も支給しない。</u> 第23条 （略） （労務職員の給与の種類及び基準） 第23条の2 （略） 2・3 （略） 4 第22条の規定は、<u>臨時又は非常勤の労務職員（再任用短時間勤務職員及び短時間勤務職員を除く。）</u>について準用する。 第24条 （略）

附則第4項関係（登米市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

改 正 案	現 行
第1条～第5条（略） （扶養手当） 第6条（略） 2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 (1) （略） (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 <u>(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u> <u>(4) （略）</u> <u>(5) （略）</u> <u>(6) （略）</u> 第7条～第23条（略） <u>（会計年度任用職員の給与）</u> 第24条 <u>地方公務員法第22条の2第1項の規定により任用された職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与は、給料及び手当とする。</u> <u>2 会計年度任用職員の給料は、職員との権衡、その職務の内容、責任の軽重、職務遂行上必要となる知識、技術及び経験、勤務の形態等を考慮して管理者が定める額とする。</u> <u>3 会計年度任用職員の手当の種類は、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、退職手当及び地域手当とする。</u>	第1条～第5条（略） （扶養手当） 第6条（略） 2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 (1) （略） (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子<u>及び孫</u> <u>(3) （略）</u> <u>(4) （略）</u> <u>(5) （略）</u> 第7条～第23条（略） <u>（非常勤職員の給与）</u> 第24条 <u>企業職員で職員以外のものについては、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。</u>

第25条・第26条 （略）

第25条・第26条 （略）

議案第76号関係

登米市下水道事業に係る地方公営企業法の規定の全部の適用及び水道事業との組織統合に伴う関係条例の整備に関する条例

新旧対照表

第1条関係（登米市組織条例の一部改正）

改 正 案	現 行
第1条 （略） （部事務分掌） 第2条 部の事務分掌は、次のとおりとする。 総務部 （1）～（12） （略） 企画部 （1）～（12） （略） 市民生活部 （1）～（16） （略） 産業経済部 （1）～（8） （略） 建設部 （1）～（8） （略） 第3条 （略）	第1条 （略） （部事務分掌） 第2条 部の事務分掌は、次のとおりとする。 総務部 （1）～（12） （略） 企画部 （1）～（12） （略） 市民生活部 （1）～（16） （略） 産業経済部 （1）～（8） （略） 建設部 （1）～（8） （略） <u>（9） 下水道に関すること。</u> 第3条 （略）

第2条関係（登米市情報公開条例の一部改正）

改 正 案	現 行
第1条 （略） （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1） 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、<u>上下水道事業管理者</u>、病院事業管理者、消防長及び議会をいう。 （2） （略） 第3条～第26条 （略）	第1条 （略） （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1） 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、<u>水道事業管理者</u>、病院事業管理者、消防長及び議会をいう。 （2） （略） 第3条～第26条 （略）

第3条関係（登米市個人情報保護条例の一部改正）

改 正 案	現 行
第1条 （略） （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1） 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、<u>上下水道事業管理者</u>、病院事業管理者、消防長及び議会をいう。 （2）～（10） （略） 第3条～第42条 （略）	第1条 （略） （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1） 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、<u>水道事業管理者</u>、病院事業管理者、消防長及び議会をいう。 （2）～（10） （略） 第3条～第42条 （略）

第4条関係（登米市特別会計条例の一部改正）

改 正 案	現 行
（設置） 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、事業の円滑な運営と、その経理の適正を図るため、次に掲げる特別会計を設置する。 （1） 登米市土地取得特別会計 <u>（2）</u> （略） 第2条・第3条 （略）	（設置） 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、事業の円滑な運営と、その経理の適正を図るため、次に掲げる特別会計を設置する。 （1） 登米市土地取得特別会計 <u>（2） 登米市下水道事業特別会計</u> <u>（3）</u> （略） 第2条・第3条 （略）

第5条関係（登米市基金条例の一部改正）

改 正 案			現 行		
第1条・第2条 （略） （積立基金の設置等） 第3条 積立基金として設置する基金の名称、設置の目的及び積立額は、次のとおりとする。			第1条・第2条 （略） （積立基金の設置等） 第3条 積立基金として設置する基金の名称、設置の目的及び積立額は、次のとおりとする。		
基金の名称	設置の目的	積立額	基金の名称	設置の目的	積立額
(略)			(略)		
(12) 登米市国民健康保険事業財政調整基金	医療費の増嵩により保険給付費に不足が生じたときの財源、保険料率の引上げを緩和するときの財源、その他保健事業等に要する費用に充てる。	国民健康保険事業特別会計の各年度の決算において生じた剰余金の2分の1以上の額	(12) 登米市下水道事業財政調整基金	下水道事業の財政の健全な運営を図る。	下水道事業特別会計の各年度の決算において生じた剰余金の2分の1以上の額
(13) 登米市仮屋排水機場施設改修基金	施設の整備及び更新に要する経費に充てる。	市長が定める額	(13) 登米市国民健康保険事業財政調整基金	医療費の増嵩により保険給付費に不足が生じたときの財源、保険料率の引上げを緩和するときの財源、その他保健事業等に要する費用に充てる。	国民健康保険事業特別会計の各年度の決算において生じた剰余金の2分の1以上の額
(14) 登米市地域	地域医療体制の整備及	市長が定める額	(14) 登米市仮屋排水機場施設改修基金	施設の整備及び更新に要する経費に充てる。	市長が定める額
			(15) 登米市地域	地域医療体制の整備及	市長が定める額

医療体制整備基金	び充実に要する経費に充てる。		医療体制整備基金	び充実に要する経費に充てる。	
(15) 登米市ふるさと応援基金	登米市ふるさと応援寄附金条例（平成20年登米市条例第58号）第2条に規定する寄附事業の経費に充てる。	市長が定める額	(16) 登米市ふるさと応援基金	登米市ふるさと応援寄附金条例（平成20年登米市条例第58号）第2条に規定する寄附事業の経費に充てる。	市長が定める額
(16) 登米市定住促進住宅整備基金	登米市定住促進住宅の整備に充てる。	市長が定める額	(17) 登米市定住促進住宅整備基金	登米市定住促進住宅の整備に充てる。	市長が定める額
(17) 登米市公共施設等維持補修基金	公共施設その他の施設の維持補修等に要する経費に充てる。	市長が定める額	(18) 登米市公共施設等維持補修基金	公共施設その他の施設の維持補修等に要する経費に充てる。	市長が定める額
(18) 登米市農業集落排水事業運営基金	農業集落排水処理施設の運営資金に充てる。	市長が定める額	(19) 登米市農業集落排水事業運営基金	農業集落排水処理施設の運営資金に充てる。	市長が定める額
(19) 登米市東日本大震災復興交付金基金	東日本大震災復興交付金事業に要する経費に充てる。	市長が定める額	(20) 登米市東日本大震災復興交付金基金	東日本大震災復興交付金事業に要する経費に充てる。	市長が定める額
(20) 登米市未来のまちづくり推進基金	協働によるまちづくりの推進に要する経費に充てる。	市長が定める額	(21) 登米市未来のまちづくり推進基金	協働によるまちづくりの推進に要する経費に充てる。	市長が定める額
(21) 上杉文庫基金	上杉恭弘及び医療法人恭謹会からの篤志寄附を元に児童生徒の学習効果を高めるため、小学	市長が定める額	(22) 上杉文庫基金	上杉恭弘及び医療法人恭謹会からの篤志寄附を元に児童生徒の学習効果を高めるため、小学	市長が定める額

	校及び中学校用図書の 充実を図る。			校及び中学校用図書の 充実を図る。	
(22) 登米市森林 環境整備基金	森林経営管理法（平成30 年法律第35号）に基づく 森林の整備及びその促 進を図る。	市長が定める額		(23) 登米市森林 環境整備基金	森林経営管理法（平成30 年法律第35号）に基づく 森林の整備及びその促 進を図る。
2 （略） 第4条～第9条 （略）			2 （略） 第4条～第9条 （略）		

第6条（登米市下水道条例の一部改正）

改 正 案	現 行
（趣旨） 第1条 この条例は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）その他の法令で定めるもののほか、_____下水道の設置、維持及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(14) （略） (15) 使用月 下水道使用料徴収の便宜上区分されたおおむね1月の期間をいい、その始期及び終期は、<u>水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）</u>が定める。 第3条 （略） （排水設備の接続方法及び内径等） 第4条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。 (1) （略） (2) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で<u>管理者が定める基準</u>によること。 (3) 排水のみを排除すべき排水管の内径は、<u>管理者</u>が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠^{きよ}の断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の中欄	（趣旨） 第1条 この条例は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）その他の法令で定めるもののほか、<u>登米市</u>の下水道の設置、維持及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(14) （略） (15) 使用月 下水道使用料徴収の便宜上区分されたおおむね1月の期間をいい、その始期及び終期は<u>規則で</u>_____定める。 第3条 （略） （排水設備の接続方法及び内径等） 第4条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。 (1) （略） (2) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で<u>規則で</u>_____定める基準によること。 (3) 排水のみを排除すべき排水管の内径は、<u>市長</u>が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠^{きよ}の断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の中欄

及び右欄に掲げる内径及びこう配の配水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上（こう配100分の3以上）とすることができる。

(略)

第5条 (略)

(排水設備等設置の申請及び確認)

第6条 排水設備又は前条の排水施設（これらに接続する除害施設を含む。以下これらを「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめその計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令及びこの条例の規定に適合するものであることについて管理者が定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、管理者の確認を受けなければならない。

2 前項の申請者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめその変更について書面により届け出て、同項の規定による管理者の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、事前にその旨を管理者に届け出ることをもって足りる。

(排水設備等の工事の実施)

第7条 排水設備等の新設等の工事は、管理者が指定した排水設備等工事業者（以下「公認業者」という。）が行うものとする。

2 前項の公認業者が、同項の工事を行うときは、管理者が排水設備等の工事に関し技能を有する者として登録した者（以下「排水設備等工事責任技術者」という。）に監理させなければならない。

(排水設備等の工事の検査)

及び右欄に掲げる内径及びこう配の配水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上（こう配100分の3以上）とすることができる。

(略)

第5条 (略)

(排水設備等設置の申請及び確認)

第6条 排水設備又は前条の排水施設（これらに接続する除害施設を含む。以下これらを「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめその計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令及びこの条例の規定に適合するものであることについて規則で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、市長の確認を受けなければならない。

2 前項の申請者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめその変更について書面により届け出て、同項の規定による市長の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、事前にその旨を市長に届け出ることをもって足りる。

(排水設備等の工事の実施)

第7条 排水設備等の新設等の工事は、市長が指定した排水設備等工事業者（以下「公認業者」という。）が行うものとする。

2 前項の公認業者が、同項の工事を行うときは、市長が排水設備等の工事に関し技能を有する者として登録した者（以下「排水設備等工事責任技術者」という。）に監理させなければならない。

(排水設備等の工事の検査)

第8条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事を完了した日から5日以内にその旨を管理者に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令及びこの条例の規定に適合するものであることについて、市の職員の検査を受けなければならない。

2 前項の検査に合格したときは、管理者は、当該排水設備等の新設等を行った者に対し、検査済証を交付するものとする。

(義務者の異動の届出)

第9条 義務者に異動があったときは、新旧義務者は連署して速やかにその旨を管理者に届け出なければならない。

(義務者の住所の変更)

第10条 義務者が住所を変更したときは、速やかにその旨を管理者に届け出なければならない。

第10条の2 (略)

(排水施設及び処理施設に共通する構造の基準)

第10条の3 排水施設（これを補完する施設を含む。次条において同じ。）及び処理施設（これを補完する施設を含む。第10条の5において同じ。）に共通する構造の基準は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして管理者が定めるものを除く。）にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。

(4) (略)

(5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手^{とう}の設置その他の管理者が定める措置が講ぜられてい

第8条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事を完了した日から5日以内にその旨を市長に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令及びこの条例の規定に適合するものであることについて、市の職員の検査を受けなければならない。

2 前項の検査に合格したときは、市長は、当該排水設備等の新設等を行った者に対し、検査済証を交付するものとする。

(義務者の異動の届出)

第9条 義務者に異動があったときは、新旧義務者は連署して速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(義務者の住所の変更)

第10条 義務者が住所を変更したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

第10条の2 (略)

(排水施設及び処理施設に共通する構造の基準)

第10条の3 排水施設（これを補完する施設を含む。次条において同じ。）及び処理施設（これを補完する施設を含む。第10条の5において同じ。）に共通する構造の基準は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。）にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。

(4) (略)

(5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手^{とう}の設置その他の規則で定める措置が講ぜられてい

ること。

(排水施設の構造の基準)

第10条の4 排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、管理者が定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。

(2)～(5) (略)

(処理施設の構造の基準)

第10条の5 第10条の3に定めるもののほか、処理施設（終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。）の構造の基準は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう管理者が定める措置が講ぜられていること。

第10条の6 (略)

(終末処理場の維持管理)

第10条の7 法第21条第2項の規定による条例で定める終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

(1)～(5) (略)

(6) 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が

ること。

(排水施設の構造の基準)

第10条の4 排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。

(2)～(5) (略)

(処理施設の構造の基準)

第10条の5 第10条の3に定めるもののほか、処理施設（終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。）の構造の基準は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置が講ぜられていること。

第10条の6 (略)

(終末処理場の維持管理)

第10条の7 法第21条第2項の規定による条例で定める終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

(1)～(5) (略)

(6) 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が

生じないよう管理者が定める措置を講ずること。

第11条 （略）

（除害施設の設置）

第12条 （略）

2 （略）

3 前2項の規定は、管理者が定める項目に係る水質の下水については、管理者が定める量のものに適用する。

（除害施設の新設等の届出）

第13条 除害施設の新設等を行おうとする者は、あらかじめその旨を管理者に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも同様とする。

第14条 （略）

（除害施設の設置者からの報告の徴収等）

第15条 管理者は、公共下水道を適正に管理するために必要な範囲において、特定施設又は除害施設の設置者から事業場等の状況、除害施設又はその排除する下水の水質に関する報告を徴し、又は資料の提出を求めることができる。

第16条 （略）

（使用開始等の届出）

第17条 使用者は、公共下水道の使用を開始、休止及び廃止したとき、又は現に休止しているその使用を再開するときは、上下水道事業管理規程で定めるところにより、その旨を管理者に届け出なければならない。

第18条 （略）

（汚水量）

生じないよう規則で 定める措置を講ずること。

第11条 （略）

（除害施設の設置）

第12条 （略）

2 （略）

3 前2項の規定は、規則で 定める項目に係る水質の下水については、規則で 定める量のものに適用する。

（除害施設の新設等の届出）

第13条 除害施設の新設等を行おうとする者は、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも同様とする。

第14条 （略）

（除害施設の設置者からの報告の徴収等）

第15条 市長は、公共下水道を適正に管理するために必要な範囲において、特定施設又は除害施設の設置者から事業場等の状況、除害施設又はその排除する下水の水質に関する報告を徴し、又は資料の提出を求めることができる。

第16条 （略）

（使用開始等の届出）

第17条 使用者は、公共下水道の使用を開始、休止及び廃止したとき、又は現に休止しているその使用を再開するときは、規則に 定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

第18条 （略）

（汚水量）

第19条 排出汚水量の算定は、次に定めるところによる。

- (1) 水道水を使用した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合等においてそれぞれの使用水量を確知することができないときは、管理者が認定する。
- (2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とする。この場合において使用水量を確知することができないときは、管理者が認定する。
- (3) (略)

2 前項の規定にかかわらず、管理者は使用者の申告により現に使用する水量が排出汚水量と著しく異なると認めるときは、その申告の内容を審査してその使用者の排水汚水量を認定する。

3 管理者は、水道水以外の水の使用水量を認定するため必要があると認めるときは、計測をするための装置の設置等必要な措置を講じることができる。

第20条～第22条 (略)

(臨時排水の使用料)

第23条 前条の規定にかかわらず、土木建築に関する工事の施行に伴う排水のため公共下水道を使用する場合その他公共下水道を一時使用する場合において必要と認めるときは、管理者は、概算の使用料を前納させることができる。

2 前項の使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があったときその他管理者が必要と認めるときに行うものとする。

(資料の提出)

第24条 管理者は、使用料を算出するために必要な限度において、使用

第19条 排出汚水量の算定は、次に定めるところによる。

- (1) 水道水を使用した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合等においてそれぞれの使用水量を確知することができないときは、市長が認定する。
- (2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とする。この場合において使用水量を確知することができないときは、市長が認定する。
- (3) (略)

2 前項の規定にかかわらず、市長は使用者の申告により現に使用する水量が排出汚水量と著しく異なると認めるときは、その申告の内容を審査してその使用者の排水汚水量を認定する。

3 市長は、水道水以外の水の使用水量を認定するため必要があると認めるときは、計測をするための装置の設置等必要な措置を講じることができる。

第20条～第22条 (略)

(臨時排水の使用料)

第23条 前条の規定にかかわらず、土木建築に関する工事の施行に伴う排水のため公共下水道を使用する場合その他公共下水道を一時使用する場合において必要と認めるときは、市長は、概算の使用料を前納させることができる。

2 前項の使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があったときその他市長が必要と認めるときに行うものとする。

(資料の提出)

第24条 市長は、使用料を算出するために必要な限度において、使用

者から必要な資料の提出を求めることができる。

(使用料の減免)

第25条 管理者は、災害その他特別の事情があると認めたときは、使用料を減免することができる。

(行為の許可)

第26条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、申請書に次に掲げる図面を添付して管理者に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも同様とする。

(1)・(2) (略)

(3) その他管理者が必要と認める書類

第27条 (略)

(占有)

第28条 公共下水道事業の敷地又は排水施設に物件（以下「占有物件」という。）を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占有しようとする者は、占有許可願を提出して管理者の許可を受けなければならない。ただし、占有物件の設置について法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占有の許可とみなす。

2 管理者は、前項の占有の許可を受けた者から占有料を徴収する。ただし、次に掲げる占有物件については、この限りでない。

(1)～(4) (略)

3 (略)

(原状回復)

第29条 前条第1項の占有の許可を受けた者は、その許可により占有物件を設けることができる期間が満了したとき、又は当該占有物件を設ける目的を廃止したときは、当該占有物件を除去し、公共下水道を原

者から必要な資料の提出を求めることができる。

(使用料の減免)

第25条 市長は、災害その他特別の事情があると認めたときは、使用料を減免することができる。

(行為の許可)

第26条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、申請書に次に掲げる図面を添付して市長に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも同様とする。

(1)・(2) (略)

(3) その他市長が必要と認める書類

第27条 (略)

(占有)

第28条 公共下水道事業の敷地又は排水施設に物件（以下「占有物件」という。）を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占有しようとする者は、占有許可願を提出して市長の許可を受けなければならない。ただし、占有物件の設置について法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占有の許可とみなす。

2 市長は、前項の占有の許可を受けた者から占有料を徴収する。ただし、次に掲げる占有物件については、この限りでない。

(1)～(4) (略)

3 (略)

(原状回復)

第29条 前条第1項の占有の許可を受けた者は、その許可により占有物件を設けることができる期間が満了したとき、又は当該占有物件を設ける目的を廃止したときは、当該占有物件を除去し、公共下水道を原

状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適当であると管理者が認めたときはこの限りでない。

- 2 管理者は、前条第1項の占用の許可を受けた者に対して、前項の原状回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。

(手数料)

第30条 管理者は、第7条の規定による公認業者の登録等に関し、次に定める手数料を徴収する。

(1)・(2) (略)

(委任)

第31条 この条例の施行に関し、必要な事項は、管理者が定める。

第32条～第34条 (略)

状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適当であると市長が認めたときはこの限りでない。

- 2 市長は、前条第1項の占用の許可を受けた者に対して、前項の原状回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。

(手数料)

第30条 市長は、第7条の規定による公認業者の登録等に関し、次に定める手数料を徴収する。

(1)・(2) (略)

(委任)

第31条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

第32条～第34条 (略)

第7条関係（登米市公共下水道事業受益者負担金及び分担金徴収条例の一部改正）

改 正 案	現 行
第1条～第3条 （略） （受益者） 第4条 （略） 2 <u>水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）</u>は、排水区域内における土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業の施行に係る土地について、仮換地の指定が行われた場合において必要があると認めるときは、換地処分が行われたものとみなして、前項の受益者を定めることができる。 3 同一の建築物等につき、その建築物等の所有者と質権者、使用借主若しくは賃借人（以下「権利者等」という。）は、両者協議して受益者を定めたときは、<u>管理者</u>に届け出てその者を受益者とすることができる。 （排水区域の公告） 第5条 <u>管理者</u>は、この条例の施行後遅滞なく、排水区域の名称、区域及び地積を公告しなければならない。 第6条・第7条 （略） （賦課対象区域の決定等） 第8条 <u>管理者</u>は、毎年度の当初に当該年度内に事業を施行することを予定し、又は毎年度に事業が完了し、かつ負担金及び分担金を賦課しようとする区域（以下「賦課対象区域」という。）を定め、これを公告しなければならない。 （負担金の賦課及び徴収） 第9条 <u>管理者</u>は、前条の公告の日現在における当該公告のあった賦課	第1条～第3条 （略） （受益者） 第4条 （略） 2 <u>市長</u> _____は、排水区域内における土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業の施行に係る土地について、仮換地の指定が行われた場合において必要があると認めるときは、換地処分が行われたものとみなして、前項の受益者を定めることができる。 3 同一の建築物等につき、その建築物等の所有者と質権者、使用借主若しくは賃借人（以下「権利者等」という。）は、両者協議して受益者を定めたときは、<u>市長</u>に届け出てその者を受益者とすることができる。 （排水区域の公告） 第5条 <u>市長</u>は、この条例の施行後遅滞なく、排水区域の名称、区域及び地積を公告しなければならない。 第6条・第7条 （略） （賦課対象区域の決定等） 第8条 <u>市長</u>は、毎年度の当初に当該年度内に事業を施行することを予定し、又は毎年度に事業が完了し、かつ負担金及び分担金を賦課しようとする区域（以下「賦課対象区域」という。）を定め、これを公告しなければならない。 （負担金の賦課及び徴収） 第9条 <u>市長</u>は、前条の公告の日現在における当該公告のあった賦課

対象区域内の土地又は建築物等に係る受益者ごとに、第7条の規定に基づき負担金及び分担金の額を定め、これを賦課するものとする。

2 (略)

3 管理者は、公告のあった日以後において、迫処理区以外の公告のあった賦課対象区域内に、建築物等を建築し、又は建築物等の用途を変更した場合において、新たに受益者となった者についても、第1項と同様とする。

4 管理者は、第1項の規定により負担金及び分担金の額を定めたときは、遅滞なく当該負担金及び分担金の額及びその納付期日等を受益者に通知しなければならない。

5 (略)

(負担金及び分担金の一括納付奨励金)

第10条 管理者は、受益者が前条第5項ただし書の規定により一括納付したときは、当該受益者に奨励金を交付することができる。

(負担金及び分担金の納付等)

第11条 (略)

2 管理者は、特別の事情がある場合において、前項の納期により難いと認めるときは、同項の規定にかかわらず、納期及びその納期に納付すべき負担金及び分担金の額を別に定めることができる。

(負担金及び分担金の徴収猶予)

第12条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、負担金及び分担金の徴収を猶予することができる。

(1)・(2) (略)

(負担金及び分担金の減免)

第13条 (略)

対象区域内の土地又は建築物等に係る受益者ごとに、第7条の規定に基づき負担金及び分担金の額を定め、これを賦課するものとする。

2 (略)

3 市長は、公告のあった日以後において、迫処理区以外の公告のあった賦課対象区域内に、建築物等を建築し、又は建築物等の用途を変更した場合において、新たに受益者となった者についても、第1項と同様とする。

4 市長は、第1項の規定により負担金及び分担金の額を定めたときは、遅滞なく当該負担金及び分担金の額及びその納付期日等を受益者に通知しなければならない。

5 (略)

(負担金及び分担金の一括納付奨励金)

第10条 市長は、受益者が前条第5項ただし書の規定により一括納付したときは、当該受益者に奨励金を交付することができる。

(負担金及び分担金の納付等)

第11条 (略)

2 市長は、特別の事情がある場合において、前項の納期により難いと認めるときは、同項の規定にかかわらず、納期及びその納期に納付すべき負担金及び分担金の額を別に定めることができる。

(負担金及び分担金の徴収猶予)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、負担金及び分担金の徴収を猶予することができる。

(1)・(2) (略)

(負担金及び分担金の減免)

第13条 (略)

2 管理者は、次の各号のいずれかに該当する受益者の負担金及び分担金を減免することができる。

(1)～(5) (略)

(受益者に変更があった場合の取扱い)

第14条 第8条の公告の日後、受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を管理者に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第9条第1項の規定により賦課された負担金及び分担金のうち当該届出の日までに納付すべき時期に至っているものは、従前の受益者が納付するものとする。

(排水区域が拡張された場合の取扱い)

第15条 管理者は、新たに排水区域が拡張された場合において必要と認めるときは、当該拡張された地域を一つの排水区域とみなして、この条例の規定を適用することができる。

(延滞金)

第16条 管理者は、第9条第4項の納付期日までに負担金及び分担金を納付しないものがあるときは、当該負担金額にその納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、年14.5パーセント（納付期日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント）の割合を乗じて計算した金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。

(督促及び督促手数料)

第17条 管理者は、第11条第1項の規定による納付期日までに負担金及び分担金を納付しない受益者があるときは、納付期限後20日以内において督促状を発しなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する受益者の負担金及び分担金を減免することができる。

(1)～(5) (略)

(受益者に変更があった場合の取扱い)

第14条 第8条の公告の日後、受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を市長に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第9条第1項の規定により賦課された負担金及び分担金のうち当該届出の日までに納付すべき時期に至っているものは、従前の受益者が納付するものとする。

(排水区域が拡張された場合の取扱い)

第15条 市長は、新たに排水区域が拡張された場合において必要と認めるときは、当該拡張された地域を一つの排水区域とみなして、この条例の規定を適用することができる。

(延滞金)

第16条 市長は、第9条第4項の納付期日までに負担金及び分担金を納付しないものがあるときは、当該負担金額にその納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、年14.5パーセント（納付期日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント）の割合を乗じて計算した金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。

(督促及び督促手数料)

第17条 市長は、第11条第1項の規定による納付期日までに負担金及び分担金を納付しない受益者があるときは、納付期限後20日以内において督促状を発しなければならない。

2 前項の規定により督促状を発した時は、督促状 1 通について100円の督促手数料を徴収する。ただし、管理者がやむを得ない事情があると認めたときは、徴収しないことができる。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し、必要な事項は、管理者が定める。

2 前項の規定により督促状を発した時は、督促状 1 通について100円の督促手数料を徴収する。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、徴収しないことができる。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が定める。

第8条関係（登米市浄化槽整備推進事業条例の一部改正）

改 正 案	現 行
<u>（趣旨）</u> <u>第1条 この条例は、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他の法令で定めるもののほか、浄化槽の設置、維持及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</u> （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) （略） (2) 浄化槽 浄化槽法_____第2条第1号で定める浄化槽であって、し尿と併せて雑排水（工場排水、雨水及びその他特殊な排水を除く。）を処理するものをいう。 (3)・(4) （略） <u>第3条 削除</u> （設置基準） 第4条 浄化槽施設は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物及び同条第2号に規定する特殊建築物であって、<u>水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が定めるものに設置する。</u> 第5条 （略） （設置の申請等） 第6条 浄化槽施設の設置を希望する者（以下「申請者」という。）は、	<u>（設置）</u> <u>第1条 生活雑排水による公共水域の水質汚濁防止を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、浄化槽施設を設置する。</u> （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) （略） (2) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号で定める浄化槽であって、し尿と併せて雑排水（工場排水、雨水及びその他特殊な排水を除く。）を処理するものをいう。 (3)・(4) （略） <u>（設置計画区域）</u> <u>第3条 浄化槽施設の設置計画区域は、登米市公共下水道事業及び登米市農業集落排水事業の計画区域以外の区域とする。</u> （設置基準） 第4条 浄化槽施設は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物及び同条第2号に規定する特殊建築物であって、規則で_____定めるものに設置する。 第5条 （略） （設置の申請等） 第6条 浄化槽施設の設置を希望する者（以下「申請者」という。）は、

上下水道事業管理規程で定めるところにより、管理者に申請しなければならない。

- 2 管理者は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、速やかに設置承認又は不承認について、決定するとともに、その結果を当該申請者に通知しなければならない。

(土地使用貸借契約書)

第7条 管理者は、浄化槽施設を設置する土地について、当該土地の使用に関し、権利を有する者の同意を得た上で、申請者と土地使用貸借契約を締結しなければならない。

第8条 (略)

(排水設備の施工)

第9条 排水設備の新設等の工事の施工は、管理者が指定する業者（以下この条において「指定業者」という。）として登録された者でなければ行ってはならない。

- 2 前項の指定業者が、同項の工事を行うときは、管理者が排水設備等の工事に関し技能を有する者として登録した者に管理させなければならない。

(工事完了の検査等)

第10条 排水設備の新設等の工事を完成した者は、その工事の完了した日から5日以内に管理者にその旨を届け出て、その工事が第8条各号に掲げる基準に適合するものであることについて市の検査を受けなければならない。

第11条 (略)

(汚水量)

第12条 排出汚水量の算定は、次に定めるところによる。

規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、速やかに設置承認又は不承認について、決定するとともに、その結果を当該申請者に通知しなければならない。

(土地使用貸借契約書)

第7条 市長は、浄化槽施設を設置する土地について、当該土地の使用に関し、権利を有する者の同意を得た上で、申請者と土地使用貸借契約を締結しなければならない。

第8条 (略)

(排水設備の施工)

第9条 排水設備の新設等の工事の施工は、市長が指定する業者（以下この条において「指定業者」という。）として登録された者でなければ行ってはならない。

- 2 前項の指定業者が、同項の工事を行うときは、市長が排水設備等の工事に関し技能を有する者として登録した者に管理させなければならない。

(工事完了の検査等)

第10条 排水設備の新設等の工事を完成した者は、その工事の完了した日から5日以内に市長にその旨を届け出て、その工事が第8条各号に掲げる基準に適合するものであることについて市の検査を受けなければならない。

第11条 (略)

(汚水量)

第12条 排出汚水量の算定は、次に定めるところによる。

(1) 水道水を使用した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合等においてそれぞれの使用水量を確知することができないときは、管理者が認定する。

(2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とする。この場合において使用水量を確知することができないときは、管理者が認定する。

(3) (略)

2 前項の規定にかかわらず、管理者は使用者の申告により現に使用する水量が排出汚水量と著しく異なると認めるときは、その申告の内容を審査してその使用者の排水汚水量を認定する。

第13条 (略)

(使用料の減免)

第14条 管理者は、災害その他特別の事情があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(維持管理)

第15条 管理者は、浄化槽の機能を正常に保持するため、浄化槽法その他の法令に基づき、適正な維持管理をしなければならない。また、使用者についても、善良な使用方法及び維持管理に努めるものとする。

第16条 (略)

(分担金の徴収方法)

第17条 分担金は、浄化槽施設の供用の開始日後において使用者から5年に分割して徴収するものとし、その納期は、管理者が定める。ただし、使用者が一括納付の申出をしたときは、この限りでない。

(分担金の一括納付報奨金)

(1) 水道水を使用した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合等においてそれぞれの使用水量を確知することができないときは、市長が認定する。

(2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とする。この場合において使用水量を確知することができないときは、市長が認定する。

(3) (略)

2 前項の規定にかかわらず、市長は使用者の申告により現に使用する水量が排出汚水量と著しく異なると認めるときは、その申告の内容を審査してその使用者の排水汚水量を認定する。

第13条 (略)

(使用料の減免)

第14条 市長は、災害その他特別の事情があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(維持管理)

第15条 市長は、浄化槽の機能を正常に保持するため、浄化槽法その他の法令に基づき、適正な維持管理をしなければならない。また、使用者についても、善良な使用方法及び維持管理に努めるものとする。

第16条 (略)

(分担金の徴収方法)

第17条 分担金は、浄化槽施設の供用の開始日後において使用者から5年に分割して徴収するものとし、その納期は、規則で定める。ただし、使用者が一括納付の申出をしたときは、この限りでない。

(分担金の一括納付報奨金)

第18条 管理者は、使用者が前条ただし書の規定により分担金を一括納付したときは、当該使用者に報奨金を交付することができる。

（分担金の徴収猶予）

第19条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、分担金の徴収を猶予することができる。

(1) （略）

(2) その他管理者が特に必要と認めたとき。

（分担金の減免）

第20条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者の分担金を減免することができる。

(1) （略）

(2) その他管理者が特に必要と認めたとき。

（使用者に変更があった場合の取扱い）

第21条 第17条の規定により分担金を徴収する場合において、同条に規定する日後に使用者の変更があった場合は、使用者は、速やかにその旨を管理者に届け出るものとし、新たに使用者となった者は、従前の使用者の地位を継承するものとする。

（寄附）

第22条 登米市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成17年登米市条例第216号）別表第2に規定する浄化槽施設の設置計画区域内において、第4条に規定する建築物又は特殊建築物に設置した浄化槽及びその他の施設を管理する者から、当該浄化槽及びその他の施設を寄附する旨の申出があったときは、管理者が定める基準に従い、当該申出に係る寄附を受けるか否かを決定するとともに、その結果を当該申出をした者に通知するものとする。

第18条 市長は、使用者が前条ただし書の規定により分担金を一括納付したときは、当該使用者に報奨金を交付することができる。

（分担金の徴収猶予）

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、分担金の徴収を猶予することができる。

(1) （略）

(2) その他市長が特に必要と認めたとき。

（分担金の減免）

第20条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者の分担金を減免することができる。

(1) （略）

(2) その他市長が特に必要と認めたとき。

（使用者に変更があった場合の取扱い）

第21条 第17条の規定により分担金を徴収する場合において、同条に規定する日後に使用者の変更があった場合は、使用者は、速やかにその旨を市長に届け出るものとし、新たに使用者となった者は、従前の使用者の地位を継承するものとする。

（寄附）

第22条 第3条
_____に規定する浄化槽施設の設置計画区域内において、第4条に規定する建築物又は特殊建築物に設置した浄化槽及びその他の施設を管理する者から、当該浄化槽及びその他の施設を寄附する旨の申出があったときは、規則で定める基準に従い、当該申出に係る寄附を受けるか否かを決定するとともに、その結果を当該申出をした者に通知するものとする。

2（略） （委任） 第23条 この条例の施行に関し、必要な事項は、 <u>管理者が</u> 定める。 第24条（略）	2（略） （委任） 第23条 この条例の施行に関し、必要な事項は、 <u>規則で</u> 定める。 第24条（略）
---	--

第9条関係（登米市農業集落排水事業条例の一部改正）

改 正 案	現 行
（趣旨） 第1条 この条例は、<u>農業集落排水処理施設の設置、維持及び管理に関し</u> <u> 必要な事項を定めるものとする。</u> （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）～（8） （略） （9） 使用月 排水処理施設使用料（以下「使用料」という。）徴収の便宜上区分されたおおむね1月の期間をいい、その始期及び終期は水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「<u>管理者</u>」という。）が定める。 <u>第3条 削除</u> （供用開始） 第4条 <u>管理者</u>は、排水処理施設の供用を開始しようとするときは、あらかじめ供用を開始する年月日及び汚水を排除することができる区域その他供用開始に必要な事項を告示し、かつ、これを表示した図面を市役所において一般の縦覧に供するものとする。告示した事項を変	（趣旨） 第1条 この条例は、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、登米市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関して必要な事項を定めるものとする。</u> （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）～（8） （略） （9） 使用月 排水処理施設使用料（以下「使用料」という。）徴収の便宜上区分されたおおむね1月の期間をいい、その始期及び終期は<u>規則で</u> <u> 定める。</u> <u>（設置）</u> 第3条 <u>農業集落における環境衛生の向上と公共用水域の水質保全を図るため、農業集落排水処理施設（以下「排水処理施設」という。）を設置する。</u> <u>2 排水処理施設の名称、排水処理区域及び終末処理場の位置は、別表のとおりとする。</u> （供用開始） 第4条 <u>市長</u>は、排水処理施設の供用を開始しようとするときは、あらかじめ供用を開始する年月日及び汚水を排除することができる区域その他供用開始に必要な事項を告示し、かつ、これを表示した図面を市役所において一般の縦覧に供するものとする。告示した事項を変

更しようとするときも、同様とする。

(排水設備の設置義務等)

第5条 排水処理施設の供用が開始された場合においては、当該処理施設の処理区域内の土地又は建物の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく排水設備を設置するよう努めなければならない。ただし、管理者が次の各号のいずれかに該当する事情があると認めるときは、この限りでない。

(1)・(2) (略)

2 (略)

(排水設備の新設等の基準)

第6条 排水設備を新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとする場合は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、管理者が定めるところにより、排水処理施設の機能を妨げ、又は排水処理施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の方法によること。

(4) 汚水を排除すべき排水管の内径は、管理者が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水^{きよ}渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げる内径並びにこう配の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上（こう配100分の3以上）とすることができる。

(略)

(5) (略)

更しようとするときも、同様とする。

(排水設備の設置義務等)

第5条 排水処理施設の供用が開始された場合においては、当該処理施設の処理区域内の土地又は建物の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく排水設備を設置するよう努めなければならない。ただし、市長が次の各号のいずれかに該当する事情があると認めるときは、この限りでない。

(1)・(2) (略)

2 (略)

(排水設備の新設等の基準)

第6条 排水設備を新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとする場合は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、規則で定めるところにより、排水処理施設の機能を妨げ、又は排水処理施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の方法によること。

(4) 汚水を排除すべき排水管の内径は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水^{きよ}渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げる内径並びにこう配の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上（こう配100分の3以上）とすることができる。

(略)

(5) (略)

(排水設備の新設等の確認)

第7条 排水設備の新設等を行おうとする者は、工事着手前に、その計画が前条各号に掲げる基準に適合するものであることについて、管理者の確認を受けなければならない。

2 前項の確認を受けた者は、その確認に係る内容の変更をしようとするときは、あらかじめ、管理者の確認を受けなければならない。ただし、排水設備の構造に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更にあつては、事前にその旨を管理者に届け出ることをもって足りる。

(排水設備の新設等の工事の施工)

第8条 排水設備の新設等の工事の施工は、管理者が指定する業者（以下「指定業者」という。）でなければ行うことができない。

2 前項の指定業者が、同項の工事を行うときは、管理者が排水設備等の工事に関し技能を有する者として登録した者（以下「排水設備等工事責任技術者」という。）に監理させなければならない。

(工事完了の検査等)

第9条 排水設備の新設等の工事を完了した者は、その工事の完了した日から5日以内に管理者にその旨を届け出て、その工事が第6条各号に掲げる基準に適合するものであることについて市の検査を受けなければならない。

2 管理者は、前項の検査の結果、工事が第6条各号に掲げる基準に適合していると認めたときは、当該排水設備の新設等を行った者に対して、検査済証を交付するものとする。

(汚水排除の制限)

第10条 使用者は、次に掲げる排水又は物質を排水処理施設に排除してはならない。

(1) (略)

(排水設備の新設等の確認)

第7条 排水設備の新設等を行おうとする者は、工事着手前に、その計画が前条各号に掲げる基準に適合するものであることについて、市長の確認を受けなければならない。

2 前項の確認を受けた者は、その確認に係る内容の変更をしようとするときは、あらかじめ、市長の確認を受けなければならない。ただし、排水設備の構造に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更にあつては、事前にその旨を市長に届け出ることをもって足りる。

(排水設備の新設等の工事の施工)

第8条 排水設備の新設等の工事の施工は、市長が指定する業者（以下「指定業者」という。）でなければ行うことができない。

2 前項の指定業者が、同項の工事を行うときは、市長が排水設備等の工事に関し技能を有する者として登録した者（以下「排水設備等工事責任技術者」という。）に監理させなければならない。

(工事完了の検査等)

第9条 排水設備の新設等の工事を完了した者は、その工事の完了した日から5日以内に市長にその旨を届け出て、その工事が第6条各号に掲げる基準に適合するものであることについて市の検査を受けなければならない。

2 市長は、前項の検査の結果、工事が第6条各号に掲げる基準に適合していると認めたときは、当該排水設備の新設等を行った者に対して、検査済証を交付するものとする。

(汚水排除の制限)

第10条 使用者は、次に掲げる排水又は物質を排水処理施設に排除してはならない。

(1) (略)

(2) 管理者が定める生活環境に有害となる廃水及び施設に損傷を与える物質

第11条～第13条 (略)

(使用開始等の届出)

第14条 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく管理者に届け出なければならない。ただし、第2号の場合にあっては新たに使用者になった者が届け出るものとする。

(1)・(2) (略)

第15条 (略)

(排出汚水量による使用料の算定)

第16条 排出汚水量による使用料の算定は、次に定めるところによる。

(1) 水道水を使用した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合等においてそれぞれの使用水量を確知することができないときは、管理者が認定する。

(2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とする。この場合において使用水量を確知することができないときは、管理者が設定する水量とする。

(3) (略)

2 前項の規定にかかわらず、使用者の申告によりその使用する水量が同項の規定により算定される排出汚水量と著しく異なると管理者が認めたときは、管理者がその申告の内容を審査して認定する。

第17条・第18条 (略)

(資料の提出)

第19条 管理者は、使用料を算定するために必要な限度において、使用

(2) 規則で定める生活環境に有害となる廃水及び施設に損傷を与える物質

第11条～第13条 (略)

(使用開始等の届出)

第14条 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく市長に届け出なければならない。ただし、第2号の場合にあっては新たに使用者になった者が届け出るものとする。

(1)・(2) (略)

第15条 (略)

(排出汚水量による使用料の算定)

第16条 排出汚水量による使用料の算定は、次に定めるところによる。

(1) 水道水を使用した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合等においてそれぞれの使用水量を確知することができないときは、市長が認定する。

(2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とする。この場合において使用水量を確知することができないときは、市長が設定する水量とする。

(3) (略)

2 前項の規定にかかわらず、使用者の申告によりその使用する水量が同項の規定により算定される排出汚水量と著しく異なると市長が認めたときは、市長がその申告の内容を審査して認定する。

第17条・第18条 (略)

(資料の提出)

第19条 市長は、使用料を算定するために必要な限度において、使用

者から必要な資料の提出を求めることができる。

(使用料の減免)

第20条 管理者は、災害その他特別の理由があると認めたときは、使用料を減免することができる。

(行為の許可)

第21条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更(管理者が定める軽微な変更を除く。)をしようとするときも、同様とする。

(1)～(3) (略)

2 前項の許可を受けようとする者は、申請書に次に掲げる図面(第3号に掲げる図面については、管理者が必要と認める場合に限る。)を添付して管理者に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) その他管理者が必要と認める書類

(立入検査等)

第22条 管理者は、この条例の施行に関し必要な限度において、使用者に対し報告を求め、又は市の職員に排水設備の存する土地若しくは建物に立ち入り、排水設備の検査をさせることができる。

(占用の許可)

第23条 排水処理施設の敷地又は排水施設に物件を設け、継続して当該排水処理施設の敷地又は排水施設を占用しようとする者(第21条第1項の規定による許可を受けた者を除く。)は、あらかじめ管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2・3 (略)

者から必要な資料の提出を求めることができる。

(使用料の減免)

第20条 市長は、災害その他特別の理由があると認めたときは、使用料を減免することができる。

(行為の許可)

第21条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときも、同様とする。

(1)～(3) (略)

2 前項の許可を受けようとする者は、申請書に次に掲げる図面(第3号に掲げる図面については、市長が必要と認める場合に限る。)を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) その他市長が必要と認める書類

(立入検査等)

第22条 市長は、この条例の施行に関し必要な限度において、使用者に対し報告を求め、又は市の職員に排水設備の存する土地若しくは建物に立ち入り、排水設備の検査をさせることができる。

(占用の許可)

第23条 排水処理施設の敷地又は排水施設に物件を設け、継続して当該排水処理施設の敷地又は排水施設を占用しようとする者(第21条第1項の規定による許可を受けた者を除く。)は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2・3 (略)

4 既納の占用料は、還付しない。ただし、管理者が特別の事由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復)

第24条 占有者は、占有の期間が満了した場合又は占有を廃止した場合においては、その設けた物件を除却し、当該排水処理施設の敷地又は排水施設を原状に回復しなければならない。ただし、管理者が原状に回復することが不適當であると認めたときは、この限りでない。

2 管理者は、占有者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。

(改善命令等)

第25条 管理者は、使用者が第11条の規定に違反して汚水を排水処理施設に排除しているときは、その者に対し、期限を定めて、当該汚水の処理の方法の改善を命じ、又は当該排水処理施設への汚水の排除の停止を命ずることができる。

第26条 (略)

(委任)

第27条 この条例の施行に関し、必要な事項は、管理者が定める。

第28条～第30条 (略)

4 既納の占用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復)

第24条 占有者は、占有の期間が満了した場合又は占有を廃止した場合においては、その設けた物件を除却し、当該排水処理施設の敷地又は排水施設を原状に回復しなければならない。ただし、市長が原状に回復することが不適當であると認めたときは、この限りでない。

2 市長は、占有者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。

(改善命令等)

第25条 市長は、使用者が第11条の規定に違反して汚水を排水処理施設に排除しているときは、その者に対し、期限を定めて、当該汚水の処理の方法の改善を命じ、又は当該排水処理施設への汚水の排除の停止を命ずることができる。

第26条 (略)

(委任)

第27条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

第28条～第30条 (略)

別表（第3条関係）

施設の名称等

<u>排水処理施設の名称</u>	<u>排水処理区域</u>	<u>終末処理場の位置</u>
<u>新田地区農業集落排水処理施設</u>	<u>新田駅前区全域並びに小友、坂戸、茂栗及び飯土井区の一</u>	<u>登米市迫町北方字壇ノ浦75番地1</u>

		部	
<u>茂栗地区農業集落排水処理施設</u>	<u>茂栗及び品の浦区の一部</u>	<u>登米市迫町新田字茂栗前122番地 1</u>	
<u>米川地区農業集落排水処理施設</u>	<u>米川 1 区、米川 2 区、米川 3 区及び米川 4 区の一部</u>	<u>登米市東和町米川字新四十田31番地 1</u>	
<u>石森地区農業集落排水処理施設</u>	<u>仲町区全域並びに新町、南町、城内及び新橋区の一部</u>	<u>登米市中田町石森字西田15番地 2</u>	
<u>宝江地区農業集落排水処理施設</u>	<u>町、神畑、館及び東区の全域</u>	<u>登米市中田町宝江新井田字後田91番地 2</u>	
<u>新小路地区農業集落排水処理施設</u>	<u>新小路区の全域及び浅水新田区の一部</u>	<u>登米市中田町浅水字新田250番地 2</u>	
<u>弥勒寺地区農業集落排水処理施設</u>	<u>弥勒寺南、弥勒寺北及び冠木区の全域並びに寺山、神ノ木及び要害区の一部</u>	<u>登米市中田町上沼字新中下 4 番地 1</u>	
<u>長谷地区農業集落排水処理施設</u>	<u>小島、沼畑、長谷及び舟場区の一部</u>	<u>登米市中田町浅水字新大明神16番地 1</u>	
<u>大泉地区農業集落排水処理施設</u>	<u>寺山、上沼長根、八幡山、本宮及び大泉区の一部</u>	<u>登米市中田町上沼字新八幡前23番地 1</u>	
<u>鵠波浄化センター</u>	<u>白鳥、山根、鵠波区の一部</u>	<u>登米市豊里町福沢268番地 2</u>	

<u>上谷地地区農業集 落排水処理施設</u>	<u>上谷地及び丸木区の一部</u>	<u>登米市豊里町上谷 地533番地 2</u>
<u>西野地区農業集落 排水処理施設</u>	<u>下小路、十日町、中町、三日 町、新町及び八軒小路区の全 域</u>	<u>登米市米山町西野 字新五反口150番 地</u>
<u>桜岡地区農業集落 排水処理施設</u>	<u>鈴根、江浪及び今泉区の全域</u>	<u>登米市米山町字桜 岡上待井300番地 1</u>
<u>後小路地区農業集 落排水処理施設</u>	<u>後小路区の全域</u>	<u>登米市米山町西野 中島135番地</u>
<u>中津山地区農業集 落排水処理施設</u>	<u>追土地、清水、六軒屋敷、栗 ヶ崎、瀬ヶ崎、城内、的場、 猪込、野手谷地及び斎藤区 の全域</u>	<u>登米市米山町中津 山字平潟642番地 1</u>
<u>桜岡第二地区農業 集落排水処理施設</u>	<u>狐崎、畑崎、新田及び中坪区 の全域</u>	<u>登米市米山町桜岡 新東新田25番地 4</u>
<u>町吉田地区農業集 落排水処理施設</u>	<u>山吉田及び町吉田区の全域</u>	<u>登米市米山町中道 東78番地 4</u>
<u>善王寺地区農業集 落排水処理施設</u>	<u>森腰、中新田及び朝来区 の全域</u>	<u>登米市米山町善王 寺新沼田25番地 2</u>
<u>東千貫地区農業集 落排水処理施設</u>	<u>東千貫区の一部</u>	<u>登米市米山町中津 山字新東千貫162 番地 2</u>
<u>平塚地区農業集落 排水処理施設</u>	<u>平塚区の一部 遠田郡涌谷町生栄巻区の一 部</u>	<u>登米市米山町中津 山字大貝919番地</u>

	<u>砥落地区農業集落排水処理施設</u>	<u>砥落区の一部</u>	<u>登米市米山町西野字新砥落92番地</u>
	<u>新高石地区農業集落排水処理施設</u>	<u>山成、新高石、高石、苔下、苔上及び大袋区の全域並びに平貝区の一部</u>	<u>登米市南方町新高石前46番地 2</u>
	<u>畑岡地区農業集落排水処理施設</u>	<u>狼掛及び畑岡区の全部</u>	<u>登米市南方町新畑岡下123番地 2</u>
	<u>沢田地区農業集落排水処理施設</u>	<u>沢田、青島及び板倉区の全域</u>	<u>登米市南方町沢田前32番地 3、33番地 4</u>

第10条関係（登米市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正）

改 正 案	現 行
第1条・第2条 （略） （処理区域の公告） 第3条 <u>水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長</u>（以下「<u>管理者</u>」という。）は、農業集落排水事業により設置される排水処理施設を使用することができる区域（以下「処理区域」という。）を公告しなければならない。処理区域を変更するときも同様とする。 （受益者） 第4条 （略） 2 （略） 3 同一の建築物等につき、その建築物等の所有者と権利者等は、両者協議して受益者を定めたときは、<u>管理者</u>に届け出てその者を受益者とすることができる。 第5条 （略） （賦課対象区域の決定） 第6条 <u>管理者</u>は、毎年度当初に、当該年度内に分担金を賦課しようとする区域（以下「賦課対象区域」という。）を定め、これを公告しなければならない。賦課対象区域を変更するときも同様とする。 （分担金の賦課及び徴収方法） 第7条 <u>管理者</u>は、前条の公告の日現在における当該公告のあった処理区域内の建築物等に係る受益者ごとに、第5条第4項の規定に基づき算出した分担金の額を賦課するものとする。 2 <u>管理者</u>は、公告のあった日以後において、当該公告のあった処理区域内に建築物等を建築し、又は建築物等の用途を変更した場合におい	第1条・第2条 （略） （処理区域の公告） 第3条 <u>市長</u> _____は、農業集落排水事業により設置される排水処理施設を使用することができる区域（以下「処理区域」という。）を公告しなければならない。処理区域を変更するときも同様とする。 （受益者） 第4条 （略） 2 （略） 3 同一の建築物等につき、その建築物等の所有者と権利者等は、両者協議して受益者を定めたときは、<u>市長</u>に届け出てその者を受益者とすることができる。 第5条 （略） （賦課対象区域の決定） 第6条 <u>市長</u>は、毎年度当初に、当該年度内に分担金を賦課しようとする区域（以下「賦課対象区域」という。）を定め、これを公告しなければならない。賦課対象区域を変更するときも同様とする。 （分担金の賦課及び徴収方法） 第7条 <u>市長</u>は、前条の公告の日現在における当該公告のあった処理区域内の建築物等に係る受益者ごとに、第5条第4項の規定に基づき算出した分担金の額を賦課するものとする。 2 <u>市長</u>は、公告のあった日以後において、当該公告のあった処理区域内に建築物等を建築し、又は建築物等の用途を変更した場合におい

て、新たに受益者となった者についても、前項と同様とする。

3 管理者は、分担金の額を定めたときは、遅滞なく当該分担金の額及び納付期日等を受益者に通知しなければならない。

4 (略)

(分担金の納付等)

第8条 (略)

2 管理者は、特別の事情がある場合において、前項の納期により難いと認めるときは、同項の規定にかかわらず、納期及びその納期に納付すべき分担金の額を別に定めることができる。

3 管理者は、受益者が前条第4項ただし書きの規定により一括納付したときは、当該受益者に奨励金を交付することができる。

(分担金の繰上徴収)

第9条 管理者は、既に分担金の額の確定した受益者が、次の各号のいずれかに該当するときは、納期の期限前であっても分担金を繰り上げて徴収することができる。

(1)～(4) (略)

(分担金の徴収猶予)

第10条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、分担金の徴収を猶予することができる。

(1)・(2) (略)

(分担金の減免)

第11条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、受益者の分担金を減免することができる。

(1)～(4) (略)

(受益者の変更)

て、新たに受益者となった者についても、前項と同様とする。

3 市長は、分担金の額を定めたときは、遅滞なく当該分担金の額及び納付期日等を受益者に通知しなければならない。

4 (略)

(分担金の納付等)

第8条 (略)

2 市長は、特別の事情がある場合において、前項の納期により難いと認めるときは、同項の規定にかかわらず、納期及びその納期に納付すべき分担金の額を別に定めることができる。

3 市長は、受益者が前条第4項ただし書きの規定により一括納付したときは、当該受益者に奨励金を交付することができる。

(分担金の繰上徴収)

第9条 市長は、既に分担金の額の確定した受益者が、次の各号のいずれかに該当するときは、納期の期限前であっても分担金を繰り上げて徴収することができる。

(1)～(4) (略)

(分担金の徴収猶予)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、分担金の徴収を猶予することができる。

(1)・(2) (略)

(分担金の減免)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、受益者の分担金を減免することができる。

(1)～(4) (略)

(受益者の変更)

第12条 第6条の公告のあった日以後に、受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を管理者に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を継承するものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、分担金に関し必要な事項は、管理者が定める。

第12条 第6条の公告のあった日以後に、受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を市長に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を継承するものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、分担金に関し必要な事項は、市長が定める。

第11条関係（登米市水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

改 正 案	現 行
<u>登米市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例</u> <u>（設置）</u> 第1条 生活用水その他の浄水を市民に供給するため、<u>水道事業</u>を設置する。 <u>2 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業（公共下水道事業、農業集落排水事業及び浄化槽事業をいう。以下同じ。）を設置する。</u> <u>（法の全部適用）</u> <u>第1条の2 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）第1条第2項の規定に基づき、下水道事業に法の規定の全部を適用する。</u> <u>（経営の基本）</u> 第2条 <u>水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）</u>は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。 <u>2 水道事業の経営の規模は、別表第1のとおりとする。</u> <u>3 下水道事業の経営の規模は、別表第2のとおりとする。</u> <u>（組織）</u>	<u>登米市水道事業の設置等に関する条例</u> <u>（水道事業の設置）</u> 第1条 生活用水その他の浄水を市民に供給するため、<u>登米市水道事業</u>を設置する。 <u>（経営の基本）</u> 第2条 <u>登米市水道事業（以下「水道事業」という。）</u>は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。 <u>2 給水区域は、登米市東和町米川字余玉の全域及び東和町錦織字山沢の一部並びに登米市石越町北郷字西門及び石越町南郷字西門沖・館前・小谷地前の各一部を除く登米市全域並びに遠田郡涌谷町小里字長泥・上剣崎の全域及び岸ヶ森の一部とする。</u> <u>3 給水人口は、81,340人とする。</u> <u>4 一日最大給水量は、34,090立方メートルとする。</u> <u>（組織）</u>

第3条 法

第7条ただし書及び令

第8条の2の規定に基づき、上下水道事業に管理者_____を置かないものとする。

2 法第14条の規定に基づき、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理させるため、上下水道部を置く。

（重要な資産の取得及び処分）

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない上下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得て売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価格）が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が150万円以上である場合とする。

（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）

第6条 上下水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額若しくはその目的物の価格が1,000万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が500万円以上のものとする。

第3条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）

第7条ただし書及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）

第8条の2の規定に基づき、水道事業に管理者（以下「管理者」という。）を置かないものとする。

2 法第14条の規定に基づき、管理者_____の権限に属する事務を処理させるため、水道事業所を置く。

（重要な資産の取得及び処分）

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得て売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価格）が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第8項_____の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が150万円以上である場合とする。

（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）

第6条 水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額若しくはその目的物の価格が1,000万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が500万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の提出)

第7条 管理者は、上下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までにそれぞれ市長に提出しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、上下水道事業の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項

3 (略)

別表第1 (第2条関係)

<u>給水区域</u>	<u>給水人口 (人)</u>	<u>1日最大給水量</u> <u>(立法メートル)</u>
<u>登米市東和町米川字</u> <u>余玉の全域及び東和</u> <u>町錦織字山沢の一部</u> <u>並びに登米市石越町</u> <u>北郷字西門及び石越</u> <u>町南郷字西門沖・館</u> <u>前・小谷地前の各一部</u> <u>を除く登米市全域並</u>	<u>81,340</u>	<u>34,090</u>

(業務状況説明書類の提出)

第7条 管理者は、水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までにそれぞれ市長に提出しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、水道事業の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項

3 (略)

びに遠田郡涌谷町小 里字長泥・上剣崎の全 域及び岸ヶ森の一部		
--------------------------------------	--	--

別表第2（第2条関係）

(1) 公共下水道事業

区分	処理区名	計画区域面積（ヘクタール）	計画人口（人）	計画1日最大汚水量（立方メートル）
公共下水道	迫処理区	893.0	16,069	7,189
特定環境保全公共下水道	迫処理区	284.5	5,197	2,783
	米谷・錦織処理区	89.8	2,130	726
	豊里処理区	293.0	4,130	1,760
	迫川処理区	139.4	1,656	571
	津山処理区	96.0	2,200	1,052

(2) 農業集落排水事業

地区名	計画区域面積（ヘクタール）	計画人口（人）	計画1日最大汚水量（立方メートル）
新田地区	108.0	2,110	696.0
茂栗地区	42.7	430	141.9
米川地区	167.0	1,440	432.0
石森地区	40.0	1,400	462.0

<u>宝江地区</u>	<u>54.0</u>	<u>2,080</u>	<u>686.4</u>
<u>新小路地区</u>	<u>43.0</u>	<u>1,060</u>	<u>349.8</u>
<u>弥勒寺地区</u>	<u>164.0</u>	<u>1,640</u>	<u>538.0</u>
<u>長谷地区</u>	<u>100.0</u>	<u>1,200</u>	<u>360.0</u>
<u>大泉地区</u>	<u>110.0</u>	<u>970</u>	<u>291.0</u>
<u>白鳥地区</u>	<u>57.7</u>	<u>580</u>	<u>188.1</u>
<u>上谷地地区</u>	<u>7.0</u>	<u>100</u>	<u>33.0</u>
<u>西野地区</u>	<u>114.9</u>	<u>2,470</u>	<u>854.7</u>
<u>桜岡地区</u>	<u>30.0</u>	<u>1,300</u>	<u>428.0</u>
<u>後小路地区</u>	<u>13.5</u>	<u>420</u>	<u>139.0</u>
<u>中津山地区</u>	<u>260.0</u>	<u>4,100</u>	<u>1,353.0</u>
<u>桜岡第2地区</u>	<u>63.0</u>	<u>990</u>	<u>326.7</u>
<u>町吉田地区</u>	<u>36.3</u>	<u>400</u>	<u>128.7</u>
<u>善王寺地区</u>	<u>42.9</u>	<u>510</u>	<u>155.1</u>
<u>中津山第2地区</u>	<u>97.0</u>	<u>760</u>	<u>250.8</u>
<u>東千貫地区</u>	<u>30.0</u>	<u>150</u>	<u>49.5</u>
<u>平塚地区</u>	<u>90.0</u>	<u>530</u>	<u>174.9</u>
<u>砥落地区</u>	<u>10.0</u>	<u>130</u>	<u>39.0</u>
<u>新高石地区</u>	<u>144.0</u>	<u>2,920</u>	<u>963.6</u>
<u>大袋地区</u>	<u>27.0</u>	<u>340</u>	<u>112.2</u>
<u>畑岡地区</u>	<u>81.0</u>	<u>1,270</u>	<u>419.1</u>
<u>沢田地区</u>	<u>160.0</u>	<u>940</u>	<u>282.0</u>

(3) 浄化槽事業

区分	計画区域
特定地域生活排水処理施設	公共下水道事業及び農業集落排水事業の計画区域以外の区域
個別排水処理施設	

第12条関係（登米市上水道事業運営審議会設置条例の一部改正）

改 正 案	現 行
登米市上水道事業運営審議会設置条例 （設置） 第1条 <u>水道事業</u>に、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、登米市上水道事業運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。 （担当事務） 第2条 審議会は、<u>水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長</u>（以下「管理者」という。）の諮問に応じ、<u>水道事業</u>の運営に関する重要事項を調査審議し、答申する。 第3条～第9条 （略）	登米市上水道事業運営審議会設置条例 （設置） 第1条 <u>登米市上水道事業（以下「水道事業」という。）</u>に、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、登米市上水道事業運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。 （担当事務） 第2条 審議会は、<u>水道事業管理者</u>（以下「管理者」という。）の諮問に応じ、<u>上水道事業</u>の運営に関する重要事項を調査審議し、答申する。 第3条～第9条 （略）

第13条関係（登米市水道事業給水条例の一部改正）

改 正 案	現 行
第1条 （略） （給水区域） 第2条 登米市水道事業の給水区域は、<u>登米市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例</u>（平成17年登米市条例第216号）に定めた区域とする。 第3条 （略） （給水装置の種類） 第4条 （略） 2 共用給水栓は、<u>水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長</u>（以下「管理者」という。）が必要があると認めた場合にのみ設置することができる。 第5条～第46条 （略）	第1条 （略） （給水区域） 第2条 登米市水道事業の給水区域は、<u>登米市水道事業の設置等に関する条例</u>（平成17年登米市条例第216号）に定めた区域とする。 第3条 （略） （給水装置の種類） 第4条 （略） 2 共用給水栓は、<u>登米市水道事業管理者</u>（以下「管理者」という。）が必要があると認めた場合にのみ設置することができる。 第5条～第46条 （略）

第14条関係（登米市下水道事業運営審議会条例の一部改正）

改正案	現行
(設置) 第1条 <u>水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）</u>の諮問に応じて、下水道事業の運営に関する重要事項を調査審議するため<u>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条</u>の規定に基づき、登米市下水道事業運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。 (組織) 第2条 (略) 2 委員は、下水道事業に関し識見を有するものから<u>管理者が委嘱する</u>。 3 (略) 第3条・第4条 (略) (委任) 第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、<u>管理者が定める</u>。	(設置) 第1条 <u>市長</u>の諮問に応じて、下水道事業の運営に関する重要事項を調査審議するため<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項</u>の規定に基づき、登米市下水道事業運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。 (組織) 第2条 (略) 2 委員は、下水道事業に関し識見を有するものから<u>市長が任命する</u>。 3 (略) 第3条・第4条 (略) (委任) 第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、<u>市長が定める</u>。

第15条関係（登米市公共下水道事業区域外流入受益者分担金徴収条例の一部改正）

改 正 案	現 行
第1条・第2条 （略） （許可申請） 第3条 区域外流入の許可を受けようとする者は、下水道区域外流入許可申請書に必要な書面を添付して、<u>水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）</u>に提出しなければならない。 第4条 （略） （分担金の賦課及び徴収） 第5条 <u>管理者</u>は、第3条の規定により申請のあった受益者ごとに、前条の規定による分担金の額を定め、これを賦課するものとする。 2 <u>管理者</u>は、前項の規定により分担金の額を定めたときは、遅滞なく当該分担金の額及び納付期日等を受益者に通知しなければならない。 3 受益者は、分担金を<u>管理者</u>が指定する期日までに一括して納付するものとする。 4 <u>管理者</u>は、特別の事情があると認めるときは、負担金条例第11条に規定する納付方法により分担金を納付させることができる。 第6条・第7条 （略） （委任） 第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>管理者</u>が定める。	第1条・第2条 （略） （許可申請） 第3条 区域外流入の許可を受けようとする者は、下水道区域外流入許可申請書に必要な書面を添付して、<u>市長</u> _____に提出しなければならない。 第4条 （略） （分担金の賦課及び徴収） 第5条 <u>市長</u>は、第3条の規定により申請のあった受益者ごとに、前条の規定による分担金の額を定め、これを賦課するものとする。 2 <u>市長</u>は、前項の規定により分担金の額を定めたときは、遅滞なく当該分担金の額及び納付期日等を受益者に通知しなければならない。 3 受益者は、分担金を<u>市長</u>が指定する期日までに一括して納付するものとする。 4 <u>市長</u>は、特別の事情があると認めるときは、負担金条例第11条に規定する納付方法により分担金を納付させることができる。 第6条・第7条 （略） （委任） 第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>市長</u>が定める。

第16条関係（登米市ふるさと応援寄附金条例の一部改正）

改 正 案	現 行
第1条～第4条 （略） （基金の積立て） 第5条 寄附者から受け入れた寄附金は、登米市基金条例（平成17年登米市条例第76号。以下「基金条例」という。）<u>第3条第1項の表(15)の項</u>の登米市ふるさと応援基金に積み立てるものとする。 2 （略） 第6条～第8条 （略）	第1条～第4条 （略） （基金の積立て） 第5条 寄附者から受け入れた寄附金は、登米市基金条例（平成17年登米市条例第76号。以下「基金条例」という。）<u>第3条第1項の表(17)の項</u>の登米市ふるさと応援基金に積み立てるものとする。 2 （略） 第6条～第8条 （略）

第17条関係（登米市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正）

改 正 案	現 行
第1条 （略） （定義） 第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1） （略） （2） 市の機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、<u>上下水道事業管理者</u>、病院事業管理者、消防長及び議会若しくはこれらに置かれる機関をいう。 （3）～（10） 第3条～第7条 （略）	第1条 （略） （定義） 第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1） （略） （2） 市の機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、<u>水道事業管理者</u>____、病院事業管理者、消防長及び議会若しくはこれらに置かれる機関をいう。 （3）～（10） 第3条～第7条 （略）

第18条関係（登米市債権管理条例の一部改正）

改 正 案	現 行
第1条～第4条 （略） （台帳の整備） 第5条 債権管理者は、市の債権を適正に管理するため、規則又は企業管理規程（以下「規則等」という。）で定める事項を記載した台帳を整備するものとする。 第6条～第8条 （略） （強制執行等） 第9条 債権管理者は、その他の債権について、第7条の規定による督促をした後規則等で定める期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第12条に規定する徴収停止の措置をとる場合又は第13条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。 （1）～（3） （略） 第10条～第14条 （略） （放棄） 第15条 債権管理者は、その他の債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。 （1）～（6） （略） （7） 第12条に規定する徴収停止の措置をとった当該債権について、徴収停止の措置をとった日から規則等で定める期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力	第1条～第4条 （略） （台帳の整備） 第5条 債権管理者は、市の債権を適正に管理するため、規則_____で定める事項を記載した台帳を整備するものとする。 第6条～第8条 （略） （強制執行等） 第9条 債権管理者は、その他の債権について、第7条の規定による督促をした後規則_____で定める期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第12条に規定する徴収停止の措置をとる場合又は第13条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。 （1）～（3） （略） 第10条～第14条 （略） （放棄） 第15条 債権管理者は、その他の債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。 （1）～（6） （略） （7） 第12条に規定する徴収停止の措置をとった当該債権について、徴収停止の措置をとった日から規則_____で定める期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力

の回復が困難で、弁済することができる見込みがないと認められるとき。 2 (略) (委任) 第16条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、<u>規則等</u>で定める。	の回復が困難で、弁済することができる見込みがないと認められるとき。 2 (略) (委任) 第16条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、<u>規則</u>で定める。
--	---

第19条関係（登米市まちづくり基本条例の一部改正）

改 正 案	現 行
第1条 （略） （定義） 第2条 この条例において使用する用語の意義を次のように定めます。 （1） （略） （2） 市 市長その他の執行機関（教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。）、市が行う公営企業（<u>上下水道部</u>及び医療局をいいます。）及び消防本部・消防署をいいます。 （3）～（8） （略） 第3条～第23条 （略）	第1条 （略） （定義） 第2条 この条例において使用する用語の意義を次のように定めます。 （1） （略） （2） 市 市長その他の執行機関（教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。）、市が行う公営企業（<u>水道事業所</u>及び医療局をいいます。）及び消防本部・消防署をいいます。 （3）～（8） （略） 第3条～第23条 （略）

登米市印鑑条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条（略） （登録資格） 第2条 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき登米市（以下「本市」という。）<u>が備える</u>住民基本台帳に記録されている者は、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができる。 2 （略） 第3条・第4条 （略） （登録拒否） 第5条 市長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑の登録を拒否するものとする。 (1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、<u>旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第30条の16第1項</u>に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、<u>旧氏</u>若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの (2) 職業、資格その他氏名、<u>旧氏</u>又は通称以外の事項を表しているもの (3)～(7) （略） 2 （略） （印鑑登録原票）	第1条 （略） （登録資格） 第2条 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき登米市（以下「本市」という。）<u>の</u>住民基本台帳に記録されている者は、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができる。 2 （略） 第3条・第4条 （略） （登録拒否） 第5条 市長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑の登録を拒否するものとする。 (1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、<u>若しくは通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名</u>若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの (2) 職業、資格その他氏名、<u>若しくは通称</u>以外の事項を表しているもの (3)～(7) （略） 2 （略） （印鑑登録原票）

第6条 市長は、印鑑登録原票を備え、印鑑登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査したうえ、印影のほか当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録する。

(1)・(2) (略)

(3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称）

(4) (略)

(5) (略)

(6) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名の片仮名表記

(7) (略)

第7条～第10条 (略)

(印鑑登録の職権抹消)

第11条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当することを知ったときは、職権で印鑑の登録を抹消するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 氏名、氏（氏に変更があった者にあっては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）又は名（外国人住民にあっては、通称又は

第6条 市長は、印鑑登録原票を備え、印鑑登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査したうえ、印影のほか当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録する。

(1)・(2) (略)

(3) 氏名（

外国人住民に係る住民票に通称が記録されている 場合にあっては、氏名及び通称）

(4) (略)

(5) 男女の別

(6) (略)

(7) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている 氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名の片仮名表記

(8) (略)

第7条～第10条 (略)

(印鑑登録の職権抹消)

第11条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当することを知ったときは、職権で印鑑の登録を抹消するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 氏名、氏
又は名（外国人住民にあっては、通称又は

氏名の片仮名表記を含む。)の変更があったとき(登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。))。

(4)・(5) (略)

2 (略)

(印鑑登録の証明)

第12条 市長は、印鑑登録証明書により、登録者に係る印鑑登録原票に登録されている印影の写しについて証明し、併せて次に掲げる事項を当該証明書に記載する。

(1) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称)

(2) (略)

(3) (略)

(4) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名の片仮名表記

2 (略)

第13条～第18条 (略)

氏名の片仮名表記を含む。)の変更があったとき(登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。))。

(4)・(5) (略)

2 (略)

(印鑑登録の証明)

第12条 市長は、印鑑登録証明書により、登録者に係る印鑑登録原票に登録されている印影の写しについて証明し、併せて次に掲げる事項を当該証明書に記載する。

(1) 氏名(_____

外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、氏名及び通称)

(2) (略)

(3) 男女の別

(4) (略)

(5) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載されている_____

氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名の片仮名表記

2 (略)

第13条～第18条 (略)

登米市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

第 1 条関係（登米市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

改 正 案	現 行
第 1 条・第 2 条 （略） （報告事項） 第 3 条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 （1）～（10） （略） 第 4 条～第 6 条 （略）	第 1 条・第 2 条 （略） （報告事項） 第 3 条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員_____を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 （1）～（10） （略） 第 4 条～第 6 条 （略）

第2条関係（登米市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例）

改 正 案	現 行
第1条・第2条 （略） （休職の効果） 第3条 （略） 2・3 （略） 4 <u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の</u> <u>規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは</u> <u>「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任</u> <u>期の範囲内」とする。</u> 第4条～第6条 （略）	第1条・第2条 （略） （休職の効果） 第3条 （略） 2・3 （略） 第4条～第6条 （略）

第3条関係（登米市職員の懲戒の手續及び効果等に関する条例の一部改正）

改 正 案	現 行
第1条・第2条 （略） （減給の効果） 第3条 減給は、1日以上1年以下の期間、給料の月額（ <u>法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の月額（登米市職員の給与に関する条例（平成17年登米市条例第58号）に規定する地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当に相当する額を除く。）</u> ）の10分の1以下に相当する額を、給与から減ずるものとする。 第4条・第5条 （略）	第1条・第2条 （略） （減給の効果） 第3条 減給は、1日以上1年以下の期間、給料の月額_____の10分の1以下に相当する額を、給与から減ずるものとする。 第4条・第5条 （略）

第4条関係（登米市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

改 正 案	現 行
第1条～第18条 （略） （<u>会計年度任用職員</u>の勤務時間、休暇等） 第19条 <u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員</u> _____の勤務時間、休暇等については、第2条から前条の規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。	第1条～第18条 （略） （<u>非常勤職員</u>_____の勤務時間、休暇等） 第19条 <u>非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び短時間勤務職員を除く。）</u>の勤務時間、休暇等については、第2条から前条の規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。

第5条関係（登米市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

改 正 案	現 行
第1条～第6条 （略） （育児休業をすることができない職員） 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) （略） (3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 （ア） （略） （イ） その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（<u>以下</u> _____ 「1歳6か月到達日」という。） <u>（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）</u> までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員 イ・ウ （略） 第2条の2 （略） （育児休業法第2条第1項の条例で定める日） 第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。 (1) （略） (2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の	第1条～第6条 （略） （育児休業をすることができない職員） 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) （略） (3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 （ア） （略） （イ） その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（<u>第2条の3第3号において「1歳6か月到達日」という。）</u> _____ までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員 イ・ウ （略） 第2条の2 （略） （育児休業法第2条第1項の条例で定める日） 第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。 (1) （略） (2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の

事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が規則で定めるところにより勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

(3) (略)

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の

事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条_____において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が規則で定めるところにより勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

(3) (略)

<u>各号のいずれにも該当するときとする。</u> <u>(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合</u> <u>(2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合</u> (育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間) <u>第2条の5</u> (略) (育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情) 第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1)～(6) (略) (7) 第2条の3第3号又は<u>第2条の4</u>に掲げる場合に該当すること。 (8) (略) 第4条～第6条 (略) (育児休業をしている職員の期末手当等の支給) 第7条 (略) 2 給与条例第20条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員<u>(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。)</u>のうち、基準日以前6か月以内の	(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間) <u>第2条の4</u> (略) (育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情) 第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1)～(6) (略) (7) 第2条の3第3号_____に掲げる場合に該当すること。 (8) (略) 第4条～第6条 (略) (育児休業をしている職員の期末手当等の支給) 第7条 (略) 2 給与条例第20条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員_____のうち、基準日以前6か月以内の
---	--

期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。 （育児休業をした職員の職務復帰後における号俸の調整） 第8条 育児休業をした職員（<u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日（給与条例第5条第5項に規定する規則で定める日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。 2 （略） 第9条～第16条 （略） （部分休業をすることができない職員） 第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) （略） (2) 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法_____第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。） 第18条～第20条 （略）	期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。 （育児休業をした職員の職務復帰後における号俸の調整） 第8条 育児休業をした職員_____が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日（給与条例第5条第5項に規定する規則で定める日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。 2 （略） 第9条～第16条 （略） （部分休業をすることができない職員） 第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) （略） (2) 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法<u>（昭和25年法律第261号）</u>第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。） 第18条～第20条 （略）
---	---

第6条関係（外国の地方公共団体の機関等に派遣される登米市職員の処遇等に関する条例の一部改正）

改 正 案	現 行
第1条 （略） （職員の派遣） 第2条 （略） 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) （略） (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条</u>に規定する<u>条件付採用</u>になっている職員（規則で定める職員を除く。） (4)・(5) （略） 第3条～第8条 （略）	第1条 （略） （職員の派遣） 第2条 （略） 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) （略） (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条第1項</u>に規定する<u>条件附採用</u>になっている職員（規則で定める職員を除く。） (4)・(5) （略） 第3条～第8条 （略）

第7条関係（登米市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正）

改 正 案	現 行
第1条 （略） （職員の派遣） 第2条 （略） 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) （略） (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条</u>に規定する<u>条件付採用</u>になっている職員 (4)・(5) （略） 3 （略） 第3条～第8条 （略）	第1条 （略） （職員の派遣） 第2条 （略） 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) （略） (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条第1項</u>に規定する<u>条件附採用</u>になっている職員 (4)・(5) （略） 3 （略） 第3条～第8条 （略）

登米市立幼稚園授業料等徴収条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
<u>登米市立幼稚園預かり保育料徴収条例</u> (趣旨) 第1条 この条例は、登米市立幼稚園の<u>預かり保育料</u> _____の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。 (<u>預かり保育料</u>の額) 第2条 預かり保育料の額は、<u>別表第1</u>及び<u>別表第2</u>のとおりとする。 <u>2</u> 月の途中において入園又は退園した園児の<u>預かり保育料</u>の額は、<u>前項</u>の規定にかかわらず、当該<u>預かり保育料</u>の額を20（保育所の標準時間（幼稚園の保育時間を除く。）の預かり保育（以下「保育所型預かり保育」という。）を利用する場合は25）で除した額に当該園児の保育の日数を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。 (<u>預かり保育料</u>の徴収期限及び徴収方法) 第3条 <u>預かり保育料</u>は、毎月末日までに徴収するものとする。 <u>2</u> <u>預かり保育料</u>は、市長の発行する納入通知書により徴収するものとする。 (<u>預かり保育料</u>の不返還) 第4条 既に徴収した<u>預かり保育料</u>は、返還しない。 (<u>預かり保育料</u>の納入義務者) 第5条 <u>預かり保育料</u>は、その園児の保護者から徴収する。	<u>登米市立幼稚園授業料等徴収条例</u> (趣旨) 第1条 この条例は、登米市立幼稚園の<u>授業料及び預かり保育料</u>（以下「<u>授業料等</u>」という。）の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。 (<u>授業料等</u>の額) 第2条 <u>授業料の額は、別表第1のとおりとする。</u> <u>2</u> 預かり保育料の額は、<u>別表第2</u>及び<u>別表第3</u>のとおりとする。 <u>3</u> 月の途中において入園又は退園した園児の<u>授業料等</u> _____の額は、<u>前2項</u>の規定にかかわらず、当該<u>授業料等</u> _____の額を20（保育所の標準時間（幼稚園の保育時間を除く。）の預かり保育（以下「保育所型預かり保育」という。）を利用する場合は25）で除した額に当該園児の保育の日数を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。 (<u>授業料等</u>の徴収期限及び徴収方法) 第3条 <u>授業料等</u> _____は、毎月末日までに徴収するものとする。 <u>2</u> <u>授業料等</u> _____は、市長の発行する納入通知書により徴収するものとする。 (<u>授業料</u> _____の不返還) 第4条 既に徴収した<u>授業料等</u> _____は、返還しない。 (<u>授業料</u> _____の納入義務者) 第5条 <u>授業料等</u> _____は、その園児の保護者から徴収する。

(預かり保育料の減免)

第6条 市長は、災害その他やむを得ない理由があると認めるときは、預かり保育料の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

(授業料等 の減免)

第6条 市長は、災害その他やむを得ない理由があると認めるときは、授業料等の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

別表第1（第2条関係）

授業料徴収金額表

<u>園児の属する世帯の階層区分</u>		<u>徴収金</u>
<u>階層</u> <u>区分</u>	<u>定義</u>	<u>額</u> <u>(月</u> <u>額)</u>
<u>第1</u> <u>階層</u>	<u>生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親である保護者を含む世帯</u>	<u>0</u>
<u>第2</u> <u>階層</u>	<u>第1階層を除き、当該年度の市町村民税が非課税の世帯</u>	<u>0</u>
<u>第3</u> <u>階層</u>	<u>第1階層及び第2階層を除き、当該年度の市町村民税の所得割が非課税の世帯</u>	<u>2,000</u> <u>円</u>
<u>第4</u> <u>階層</u>	<u>第1階層から第3階層までを除き、当該年度の市町村民税の所得割の額が48,600円未満の世帯</u>	<u>4,000</u> <u>円</u>
<u>第5</u> <u>階層</u>	<u>第1階層から第4階層までを除き、当該年度の市町村民税の所得割の額が77,101円未満の世帯</u>	<u>4,000</u> <u>円</u>
<u>第6</u> <u>階層</u>	<u>上記階層以外の世帯</u>	<u>4,000</u> <u>円</u>

備考

1 4月から8月までの間における第2階層の項から第5階層の項までの規定の適用については、これらの規定中「当該年度」とあるのは「前年度」とする。

2 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号の所得割を計算する場合は、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。

3 階層区分における税額は、園児の父及び母の税額の合計額とする。ただし、園児の父又は母以外の世帯員が家計の主宰者である場合は、その者の税額を合算した額とする。

4 園児の保護者と次に掲げる者（以下「兄弟等」という。）が生計を一にする場合であつて、兄弟等の数が次の表に掲げる数である場合には、この表の規定にかかわらず、それぞれ次の表に掲げる徴収金額とする。

(1) 園児の保護者に監護される者であつて、二十歳に満たないもの（園児の年長者である者に限る。）

(2) 園児の保護者に監護されていた者であつて、二十歳以上であるもの（前号に掲げる者であつた者に限る。）

(3) 前2号に掲げる者のほか、園児の年長者であつて、園児の保護者の直系卑属であるもの

兄弟等の数		徴収金額（月額）
1人	第1階層から第3階層まで	0
	第4階層から第6階層まで	この表に定める徴収金額の2分の1の額

	階層まで	
<u>2人以上</u>		<u>0</u>
5 <u>園児の属する世帯が次に掲げる世帯であって、第3階層から第5階層までに該当する場合は、この表及び備考4の規定にかかわらず、それぞれ次の表に掲げる徴収金額とする。</u> (1) <u>母子世帯等 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯をいう（別表第2及び別表第3において同じ。）。</u> (2) <u>在宅障害児（者）のいる世帯 次に掲げる児（者）を有する世帯をいう（別表第2及び別表第3において同じ。）。</u> ア <u>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者</u> イ <u>療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）の規定により療育手帳の交付を受けている者</u> ウ <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者</u> エ <u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児</u> オ <u>国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者</u> (3) <u>その他の世帯 保護者の申請に基づき、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると市長が認める世帯をいう（別表第2及び別表第3において同じ。）。</u>		

別表第1（第2条関係）

預かり保育料徴収金額表

(略)

備考

1～4 (略)

5 園児の属する世帯が母子世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯又はその他の世帯であって、通年利用（月額）の項の第2階層から第5階層までに該当する場合は、この表_____の規定にか

階層区分	徴収金額（月額）	
	第1子	第2子以降
第3階層	0	0
第4階層	800円	0
第5階層	800円	0

別表第2（第2条関係）

預かり保育料徴収金額表

(略)

備考

1～4 (略)

5 園児の保護者と兄弟等が生計を一にする場合であって、兄弟等の数が次の表に掲げる数である場合には、この表の規定にかかわらず、それぞれ次の表に掲げる徴収金額とする。

兄弟等の数		徴収金額（月額）
1人	第1階層及び第2階層	0
	第3階層から第6階層まで	この表に定める徴収金額の2分の1の額
	2人以上	0

6 園児の属する世帯が母子世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯又はその他の世帯であって、通年利用（月額）の項の第2階層から第5階層までに該当する場合は、この表及び備考5の規定にか

かわらず、それぞれ次の表に掲げる徴収金額とする。

(略)

別表第2（第2条関係）

保育所型預かり保育料徴収金額表

(略)

備考

1～3 (略)

4 園児の属する世帯が母子世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯又はその他の世帯であって、第2階層から第5階層までに該当する場合は、この表_____の規定にかかわらず、それぞれ次の表に掲げる徴収金額とする。

(略)

かわらず、それぞれ次の表に掲げる徴収金額とする。

(略)

別表第3（第2条関係）

保育所型預かり保育料徴収金額表

(略)

備考

1～3 (略)

4 園児の保護者と兄弟等が生計を一にする場合であって、兄弟等の数が次の表に掲げる数である場合には、この表の規定にかかわらず、それぞれ次の表に掲げる徴収金額とする。

<u>兄弟等の数</u>		<u>徴収金額（月額）</u>
<u>1人</u>	<u>第1階層及び第2階層</u>	<u>0</u>
	<u>第3階層から第6階層まで</u>	<u>この表に定める徴収金額の2分の1の額</u>
<u>2人以上</u>		<u>0</u>

5 園児の属する世帯が母子世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯又はその他の世帯であって、第2階層から第5階層までに該当する場合は、この表及び備考4の規定にかかわらず、それぞれ次の表に掲げる徴収金額とする。

(略)

登米市クリーンセンター条例 新旧対照表

改 正 案		現 行	
第1条 （略） （名称及び位置）		第1条 （略） （名称及び位置）	
第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。		第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
登米市クリーンセンター	<u>登米市豊里町笑沢153番地22</u>	登米市クリーンセンター	<u>登米市豊里町平林111番地 7</u>
第3条～第10条 （略）		第3条～第10条 （略）	

登米市水道事業給水条例 新旧対照表

改正案

第1条～第28条（略）
（手数料）

第29条 手数料は、別表第2に定めるとおりとし、同表の指定給水装置工事事業者登録手数料及び指定給水装置工事事業者登録更新手数料並びに給水装置工事設計審査手数料及び給水装置工事しゅん工検査手数料は、申込人から申込み又はしゅん工届提出の際、これを徴収する。

第30条～第35条（略）
（給水装置の基準違反に対する措置）

第36条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2（略）

第37条～第46条（略）

別表第1（略）

別表第2（第29条関係）

区分	単位	金額（円）
1 指定給水装置工事事業者登録手数料	1 件	10,000
2 指定給水装置工事事業者登録更新手数料	1 件	7,000

現行

第1条～第28条（略）
（手数料）

第29条 手数料は、別表第2に定めるとおりとし、同表の指定給水装置工事事業者登録手数料並びに給水装置工事設計審査手数料及び給水装置工事しゅん工検査手数料は、申込人から申込み又はしゅん工届提出の際、これを徴収する。

第30条～第35条（略）
（給水装置の基準違反に対する措置）

第36条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2（略）

第37条～第46条（略）

別表第1（略）

別表第2（第29条関係）

区分	単位	金額（円）
1 指定給水装置工事事業者登録手数料	1 件	30,000

<u>3 給水装置工事設計審査手数料</u> (1) 中口径及び大口径の工事（廃止工事を除く。） (2) 小口径10栓以上の新設、増設、改造、移設工事 (3) 小口径10栓未満の新設、増設、改造、移設工事 (4) 廃止工事（全口径）	1 件 1 件 1 件 1 件	5,000 5,000 3,000 2,000	<u>2 給水装置工事設計審査手数料</u> (1) 中口径及び大口径の工事（廃止工事を除く。） (2) 小口径10栓以上の新設、増設、改造、移設工事 (3) 小口径10栓未満の新設、増設、改造、移設工事 (4) 廃止工事（全口径）	1 件 1 件 1 件 1 件	5,000 5,000 3,000 2,000
<u>4 道路占用申請事務手数料（全口径）</u>	1 件	10,000	<u>3 道路占用申請事務手数料（全口径）</u>	1 件	10,000
<u>5 給水装置工事しゅん工検査手数料</u> (1) 中口径及び大口径の工事（廃止工事を除く。） (2) 小口径10栓以上の新設、増設、改造、移設工事 (3) 小口径10栓未満の新設、増設、改造、移設工事 (4) 廃止工事（全口径）	1 件 1 件 1 件 1 件	5,000 5,000 3,000 2,000	<u>4 給水装置工事しゅん工検査手数料</u> (1) 中口径及び大口径の工事（廃止工事を除く。） (2) 小口径10栓以上の新設、増設、改造、移設工事 (3) 小口径10栓未満の新設、増設、改造、移設工事 (4) 廃止工事（全口径）	1 件 1 件 1 件 1 件	5,000 5,000 3,000 2,000
（注） この表でいう「栓」とは、第3条に定める給水用具のうち、給水栓や湯沸器等の給水用の用具をいう。 別表第3 （略）			（注） この表でいう「栓」とは、第3条に定める給水用具のうち、給水栓や湯沸器等の給水用の用具をいう。 別表第3 （略）		